

栃木県住生活支援協議会会則

（名称）

第1条 本協議会は栃木県住生活支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅等の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に関し協議し、必要な措置を講ずることにより、栃木県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- （2）空き家等の有効活用及び世帯構成に応じた住み替えに関すること。
- （3）前2号に掲げる支援策に係る情報の共有・提供に関すること。
- （4）その他目的達成のために必要な事業に関すること。

（会員）

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員となろうとするものは、本会の承認を得なければならない。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）監事 1名

- 2 役員は、全体会議において会員の互選により選任する。

（役員の任務）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 全体会議は、会長が招集し、議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。
- 4 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。
- 5 第2項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、事務局が招集する。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(全体会議)

第 8 条 全体会議は、事業年度終了後 2 カ月以内に、毎年度 1 回定期に開催するほか、会長が必要と認めた場合又は構成員の 3 分の 1 以上の請求があった場合には、その都度臨時に開催する。

2 会議は、当該会議の構成員の過半数の出席により成立する。ただし構成員の指名する代理出席者を出席者とすることができる。

3 会議の議事は、出席者の過半によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認める団体等は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

5 全体会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) 会則の制定及び改廃に関すること。

(5) その他本会の運営に関連する重要な事項に関すること。

(専門部会)

第 9 条 第 3 条に掲げる事項を具体的に調査・研究をさせるため、本会が必要と認めるときは部会を置くことができる。

2 部会は必要に応じて、会員以外の団体等も参加することができる。

3 部会の運営については別に定める。

(専門部会の招集)

第 10 条 専門部会は、各部会の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、部会の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(経費)

第 11 条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第 13 条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第 14 条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、全体会議に報告する。

(事務局)

第 15 条 本会の事務局は、栃木県県土整備部住宅課内に置く。

(守秘義務)

第 16 条 会員は、協議会の活動等を通じて知り得た情報等を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。

(雑則)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項等に関しては、会長が定める。

附則

この会則は、平成 26 年 7 月 18 日から施行する。

なお、設立当初の役員の任期は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず平成 28 年度全体会議までとする。

附則

この会則は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附則

この会則は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この会則は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

附則

この会則は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この会則は、令和 5 年 5 月 23 日から施行する。

附則

この会則は、令和 6 年 5 月 29 日から施行する。

附則

この会則は、令和 7 年 8 月 4 日から施行する。

栃木県住生活支援協議会会員

番号	会 員	番号	会 員
1	公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会 会長	24	大田原市建設部建築住宅課 課長
2	公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部 本部長	25	矢板市建設部建設課 課長
3	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 会長	26	那須塩原市建設部都市計画課 課長
4	公益財団法人栃木県国際交流協会 理事長	27	さくら市建設部都市整備課 課長
5	とちぎボランティアNPOセンター 所長	28	那須烏山市都市建設課 課長
6	一般社団法人移住・住みかえ支援機構 副理事長	29	下野市都市建設部整備課 課長
7	厚生労働省栃木労働局職業安定部訓練課 課長	30	上三川町建築課 課長
8	栃木県住宅供給公社 理事長	31	益子町産業建設部建設課 課長
9	栃木県司法書士会 会長	32	茂木町建設課 課長
10	栃木県土地家屋調査士会 会長	33	市貝町建設課 課長
11	一般社団法人栃木県建築士会 会長	34	芳賀町都市計画課 課長
12	栃木県豊かな住まいづくり協議会 会長	35	壬生町建設部建設課 課長
13	宇都宮保護観察所 所長	36	野木町産業建設部都市整備課 課長
14	栃木刑務所 所長	37	塩谷町建設水道課 課長
15	喜連川社会復帰促進センター センター長	38	高根沢町都市整備課 課長
16	宇都宮市都市整備部住宅政策課 課長	39	那須町ふるさと定住課 課長
17	足利市都市建設部建築・住宅政策課 課長	40	那珂川町建設課 課長
18	栃木市都市建設部建築住宅課 課長	41	栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課 課長
19	佐野市都市建設部建築住宅課 課長	42	栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課 課長
20	鹿沼市都市建設部建築課 課長	43	栃木県保健福祉部保健福祉課 課長
21	日光市建設部建築住宅課 課長	44	栃木県保健福祉部高齢対策課 課長
22	小山市建設水道部建築課 課長	45	栃木県保健福祉部障害福祉課 課長
23	真岡市建設部建設課 課長	46	栃木県県土整備部住宅課 課長